

職員の懲戒処分について

令和元年9月12日

郡山市総務部

人事課

担当：柳沼 英行

TEL：924-2041

本日付けで裏面のとおり懲戒処分を実施しました。

○ 服務義務違反（職務専念義務違反）に係る職員の処分について

被処分者	保健福祉部生活支援課 主事（28歳男性）
処分内容	免職
処分年月日	令和元年9月11日（水）
事件概要	<p>被処分者は、令和元年6月14日から8月末までの間で、正当な理由なく計35日5時間5分にわたり勤務を欠いた。</p> <p>被処分者は、本年1月に付与された年次有給休暇（20日）を2月末までに全て使い果たした一方、体調不良などを理由に勤務を欠く状況に至ったが、再三にわたる上司からの受診命令や出勤命令に応ずることなく、また、適正な手続きを経ることなく勤務を欠いた。</p> <p>欠勤中においては、上司からの電話に応答しない、返信しない、虚偽の報告をするといった状況を繰り返した。</p> <p>本処分は、被処分者が平成28年度に正当な理由なく計20日6時間35分間欠勤し、停職2月の懲戒処分を受けていることを考慮し決定した。</p>

○ 相手の意に反する身体的接触行為等を行った職員の処分について

被処分者	総務部男性職員
処分内容	停職6月
処分年月日	令和元年9月11日（水）
事件概要	<p>被処分者は、平成31年4月、同僚の女性職員に対し、勤務時間中に他の職員の目の届かない場所において身体的接触行為を繰り返し行い、当該職員に不快感と精神的苦痛を与えた。</p>

※上記以外の情報は、被害者からの申し入れにより、被害者保護の観点から非公表とします。

○ 相手の意に反する身体的接触行為等を行った職員の処分について

被処分者	保健福祉部生活支援課 主任主査兼係長（52歳男性）
処分内容	停職3月
処分年月日	令和元年9月11日（水）
事件概要	<p>被処分者は、こども部こども育成課に在籍していた平成30年10月頃から部下の女性職員に対し、業務と関係のない私的な内容のメールを複数回にわたり送信した。</p> <p>また、平成31年3月、被処分者は、通常の勤務時間後に当該女性職員を同乗させ外出し、公務終了後に市内の店舗駐車場に公用車を止め、同意なく当該女性職員の手を握り、不快感と精神的苦痛を与えた。</p>